

## 輸出許可申請の「いろは」

第一輸出管理事務所 米満啓

### 1. 君知るや「いろは」の区分

「君知るや」などと言うと「当然だろ、失敬言うな」と切り返されそうですね。輸出管理屋なら大半が、それを許可申請手続きの際の仕向地区分と知っているでしょうから。みなさん下記 i ~ iv はどうに御存知というわけです。

- i 「いろは」とは許可申請手続きにおける仕向国の地域区分である。「いろは」区分と申請項番の組合せで、申請窓口と提出書類パターンが決まる
- ii 出典は輸出令運用通達の別紙
- iii 提出書類通達の別表 3 も上記 ii と同等 (ii よりも見やすいので<附録 1 >ではこちらを紹介)
- iv 包括許可取扱要領別表 A・B のマトリックスにも採り入れられている

ではこんな悩みは感じたことはありませんか？

- v なんで区分の数がこんなに多いのだろう？ それに「は①」「は②」…という小分けは何なんだ？ (それに「①②」とは思わせぶりの表記ではありませんか？)
- vi 同じ国 (例 アイスランド) が「ろ」や「は①」「ほ」「と①」 etc.に重複分類って どういうことなんだ？

#### 【運用通達より】

国・地域	地域名												
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域	り地域
アイスランド			○	○				○		○	○		
アイルランド	○									○			
アゼルバイジャン			○		○	○			○	○	○		

- vii 提出書類通達の手続き案内(<附録 2 >)を見ても、同じような記述の繰り返しで頭に入らないたとえば同じ「は地域②」向けで次の2つを分ち書きする意味は何？

輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物	D3 書類を本省に
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	D3 書類を本省に

- viii 運用通達には「に①」「と①」があるのに包括許可取扱要領(下記)からは削られている

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

仕向地及び提供地 国・地域名	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域②	ち地域	り地域
アイスランド			○	○			○		○		
アイルランド	○										
アゼルバイジャン			○		○	○		○	○		

という次第で、少なくとも私にはよくわからないシロモノだったので。

これから一歩ずつ、理解を深めていこうと思います。

※今回の2021年8月20日版は  
2019年施行の「り地域」創設、窒化ガリウム基板製品・テルル系結晶の許可手続き変更、及び2021年施行の提出書類通達改正(貨物等省令第7条三号ロハ品の「ち地域」向け書類セット変更)を受けての改訂です。  
※「ホワイト国」の呼称は、2019年8月に廃止され「グループA」に変更。「グループA」は聞きなれない方も多いので本稿では「旧ホワイト国」の表現を残します。

## 2. まず大枠をとらえよう

なぜ1つの国(たとえばアイスランド)が複数の地域区分に分類されるのか? それは申請項番に応じて「2項なら『ろ』」「3項なら『は①』」という具合に、分類の仕方が異なるからです。区分の数が(「い①」から「ち」まで)12個もあるのも、それが理由です。

従ってまずは項番に応じた区分パターンの大枠を押さえておく必要があります。

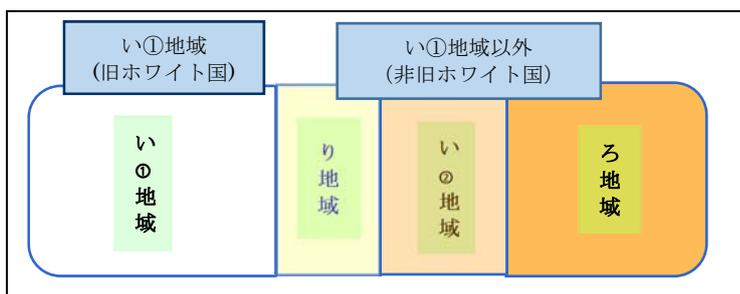
申請項番	対応する地域区分名												
	い①	い②	ろ	は①	は②	に①	に②	ほ	へ	と①	と②	ち	り
2項 (NSG 関連の規制)	○	○	○										○
3項・3の2項 (AG 関連の規制)	○			○	○	○	○						○
4項 (MTCR 関連の規制)	○							○	○				○
5~15項 (WA 関連の規制)	○									○	○	○	○

次節から、上表の項番分類に沿って説明します。

## 3. NSG 関連の規制 (2項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名												
	い①	い②	ろ	は①	は②	に①	に②	ほ	へ	と①	と②	ち	り
2項 (NSG 関連の規制)	○	○	○										○

表にもあるように、2項の申請時に登場するのは「い①」・「い②」・「ろ」・「り」の4区分。



この4地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」>「り」>「い②」>「ろ」

逆に「ややこしさ」でいえば

「い①」<「り」<「い②」<「ろ」

となります。

では「安心度」の背景は何か? 次のように理解するとよいでしょう。

地域区分	一口解説
い①	旧ホワイト国 (現在は「グループA」に分類)
い②	非旧ホワイト国だが NSG に加入しており、かつ比較的安全な印象の 14 か国 4 大国際輸出管理レジーム全加入のウクライナ・トルコ 核兵器開発放棄を宣言したブラジル・南ア 旧ソ連では、カザフ・ベラルーシ・パルト三国 東欧では、スロバキア・スロベニア・ルーマニア 地中海のキプロス・マルタ
ろ	「い①」「い②」「り」以外 (※ NSG 加入国でも次の 6 か国は「ろ」に分類 中国・ロシア クロアチア・セルビア…旧ユーゴ内戦の当事者 アイスランド・メキシコ)
り	韓国 (現在「グループB」に分類)

これらは現在、韓国とともに「グループB」に分類

概ね国際レジームへの加入状況がベースになっているものの、それだけでは割り切れない、複雑な国際関係を反映しているように思えます。

次に具体的にどんな違いがあるのか？ 申請項番に沿って整理したのが次の表です。

輸出令		い①	い②	ろ	り	備考
2項(1)~(2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
2項(3)	但し少量の試薬・標準物質	A・局	B1・局	C・本省	A・局	※2
	上記以外	B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	
2項(4)	但し省令1条四号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
	但し省令1条四号ロ	A・局	B1・局	C・本省	A・局	※5
2項(5)		B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
2項(6)	但しLi同位元素分離装置	A・局	B1・局	C・本省	A・局	※3
	但し核燃料物質成型加工装置	B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
2項(7)		B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
2項(8)	但し省令1条八号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
	但し省令1条八号ロ	A・局	B1・局	C・本省	A・局	※2
2項(9)		A・局	B1・局	C・本省	A・局	※3 ※4
2項(10)	但し省令1条十号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
	但し省令1条十号ロ	A・局	B1・局	C・本省	A・局	※3
2項(10の2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	※1
2項(11)~(52)		A・局	B1・局	C・本省	A・局	※3 ※4

※1 NSGのPart1に由来する規制（原子力専用設計品の規制ゆえ厳しい）

※2 NSGのPart1由来の規制だが、少量の試薬・標準物質に限り、規制が緩和されている。

※3 NSGのPart2に由来する規制(原子力関連機能ありとはいえ汎用品の規制ゆえやや緩やか)

※4 2項に加えて「告示貨物 or14項 or15項にも該当する」ケースが通達では述べられているが、そのような「2項+αの同時該当」の品目は存在しない。(論理的にありえない) よって上表には取り上げず。詳しくは拙稿「輸出令関係通達における幽霊屋敷」([www.lst-xcont.com/HauntedHouse\\_Problem.pdf](http://www.lst-xcont.com/HauntedHouse_Problem.pdf)) 参照。

※5 NSGのPart1に由来するものだが下記事情により扱いが緩和されている。

NSG条文は対象を”for use in a nuclear reactor”（1条四号イに対応）と記述。1条四号ロ規制はExplanatory Noteに基づき政府裁量で対象を「原子炉用に用いることができるもの」に拡大した結果誕生した（これが「事情」）

上表で「局」とは申請窓口が各地の経済産業局であることを表します。「局」扱いでは提出書類の要求が本省扱いに比べやや緩やかです。(例えば最終需要者の事業内容資料や誓約書が要求されない)

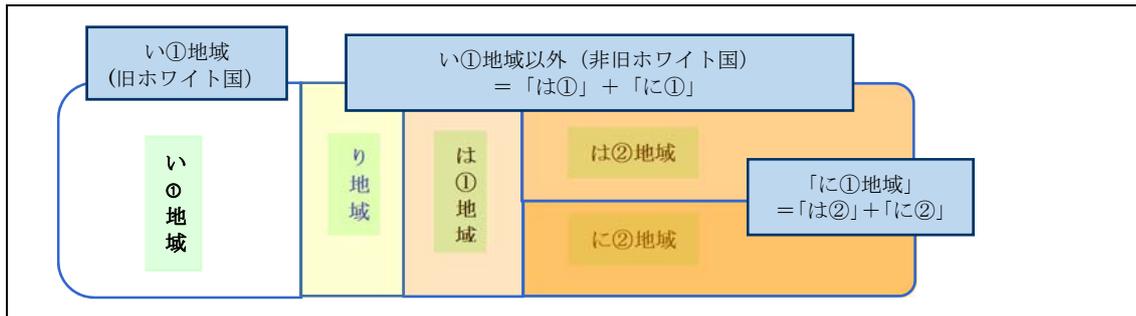
また「A、B1、C」は提出書類のパターンを表しますが、要求内容の濃さは「A<B1<C」の順です。

#### 4. AG 関連の規制 (3 項・3 の 2 項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名											
	い ①	い ②	ろ	は ①	は ②	に ①	に ②	ほ	へ	と ①	と ②	ち り
2 項 (NSG 関連の規制)	○			○	○	○	○					○

表にもあるように、3 項・3 の 2 項の申請時に登場するのは、「い①」に、「は①」・「は②」・「に①」・「に②」・「り」を加えた計 5 区分。順序付けは、「フッ化水素とそれ以外」で 180 度異なる。

#### 【フッ化水素以外】



「安心度」の順に並べると、「い①」≧「り」>「は①」>「は②」>「に②」

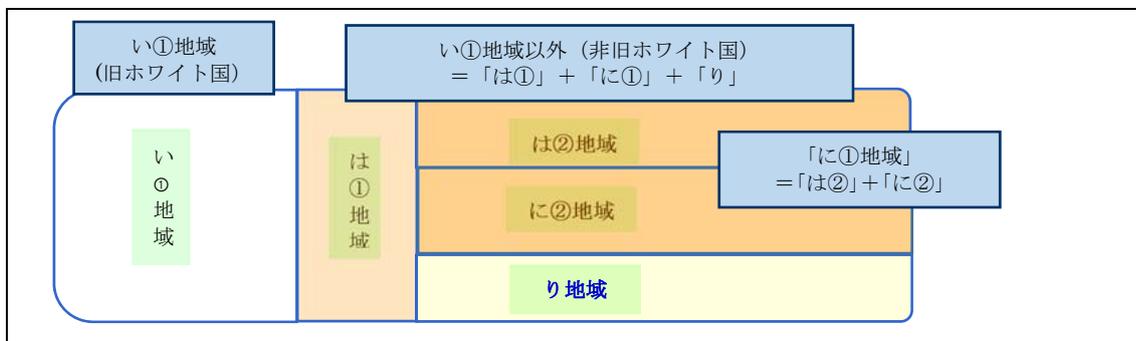
「ややこしさ」なら、「い①」≧「り」<「は①」<「は②」<「に②」

上図で「は②」と「に②」の位置関係について微妙な描き方をした理由は、

3 項・3 の 2 項のうち、3 項(1)…但し貨物等省令 2 条 1 項二号・三号の仕様該当品…とそれ以外では、下表の通り区分パターンが異なるからです。

パターン	内容
基本パターン (3 項(1)/貨物等省令 2 条 1 項二号・三号以外の品目)	「い①」(優遇)・「は①」(やや優遇)・「に①」(厳格)の 3 分類
厳格パターン (3 項(1)/貨物等省令 2 条 1 項二号・三号)	上記から「に①」を「は②」(普通の厳格)・「に②」(超厳格)に分割。つまり分類は「い①」・「は①」・「は②」・「に②」の 4 段階

#### 【フッ化水素 (3 項(1)/貨物等省令 2 条 1 項一号へ)】



「安心度」の順に並べると、「い①」>「は①」>「り」≧「は②」≧「に②」

「ややこしさ」なら、「い①」<「は①」<「り」≧「は②」≧「に②」

両者併せて「に①」

では具体的に、取り扱いはどう変わるのか。

輸出令	省令項番	い①	は①	は②	に①	に②	り
3項(1)	2条1項一号 イ～ホ、ト～キ	A・局	B1・局	*1	D1・本省	*1	A・局
	へ (フッ化水素)	A・局	B1・局	*1	D1・本省	*1	D1・本省
	2条1項二号イ～ハ	A・局	B1・局	D3・本省	*1	×(不許可)	A・局
	ニ～ト	A・局	B1・局	D3・本省	*1	D4・本省	A・局
	2条1項三号イ～ホ	B1・本省	B1・本省	D2・本省	*1	×(不許可)	B1・本省
	へ～タ	A・局	B1・局	D3・本省	*1	×(不許可)	A・局
	レ～ヤ	A・局	B1・局	D3・本省	*1	D4・本省	A・局
3項(2)	2条2項	A・局	B1・局	*1	D5・本省	*1	A・局
3項(3)	2条3項	A・局	B1・局	*1	D5・本省	*1	A・局
3の2項(1)	2条の2第1項	A・局	B1・局	*1	D6・本省	*1	A・局
3の2項(2)	2条の2第2項	A・局	B1・局	*1	D5・本省	*1	A・局

\*1 「に①」 = 「は②」 + 「に②」

次に、各区分にどんな国が含まれているか見てみましょう。

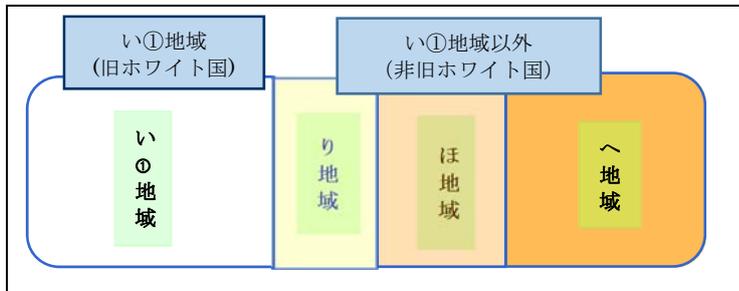
地域区分	一口解説
い①	旧ホワイト国 (現在は「グループA」に分類)
は①	非旧ホワイト国だがAGに加入しており、かつ比較的安全な印象の9か国 4 大国際レジーム全加入のトルコ (※ ウクライナは漏れた) 旧ソ連では、バルト三国 (※ カザフ・ベラルーシはAG未加入) 東欧では、スロバキア・スロベニア・ルーマニア 地中海のキプロス・マルタ
に①	「い①」「は①」「り」以外の諸国
は②	「に①」のうち、「に②」以外の諸国
に②	「に①」のうち、次の10か国 アンゴラ・イスラエル・エジプト・カンボジア・コソボ・シリア・ソマリア・台湾・ 南スーダン・ミャンマー・北朝鮮
り	韓国 (現在「グループB」に分類)

これらは現在、韓国とともに「グループB」に分類

5. MTCR 関連の規制 (4 項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名											
	い ①	い ②	ろ	は ①	は ②	に ①	に ②	ほ	へ	と ①	と ②	ち り
4 項 (MTCR 関連の規制)	○							○	○			○

表にもあるように、4 項の申請時に登場するのは、「い①」に「ほ」「へ」「り」を加えた計 4 区分。



この 4 地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」≧「り」>「ほ」>「へ」  
逆に「ややこしさ」でいえば  
「い①」≧「り」<「ほ」<「へ」となります。

では具体的な取扱いの違いはどうなるか。

輸出令		い①	ほ	へ	り	備考
4 項(1)~(2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	B1・本省	
4 項(3)~(21)		A・局	B1・局	C・本省	A・局	※1
4 項(22)	但し省令 7 条三号ロ非該当	A・局	B1・局	C・本省	A・局	
	但し省令 7 条三号ロ該当	A・局	F・本省	F・本省	A・局	※1
4 項(23)~(26)		A・局	B1・局	C・本省	A・局	※1

※1 4 項に加えて「告示貨物 or14 項 or15 項にも該当する」ケースが通達では述べられているが、そのような「4 項+α の同時該当」の品目は存在しない。(論理的にありえない) よって上表には取り上げず。(2 項の場合と同様) なお「4 項+省令 7 条三号ロ該当」はありうる。

次に、各区分にどんな国が含まれているか見てみましょう。

地域区分	一口解説
い①	旧ホワイト国 (現在は「グループ A」に分類)
ほ	非旧ホワイト国だが MTCR に加入しており、かつ比較的安全な印象の 5 か国 4 大国際レジーム全加入のトルコ・ウクライナ アイスランド・ブラジル・南ア
へ	「い①」「ほ」「り」以外 ※ MTCR 加入国中、ロシアだけが「へ」に分類されている
り	韓国 (現在「グループ B」に分類)

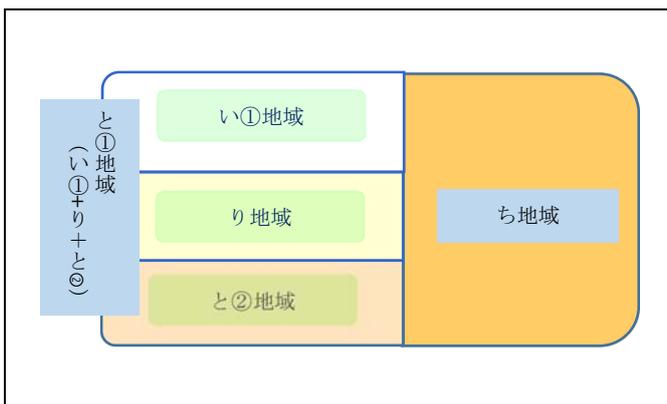
これらは現在、韓国とともに「グループ B」に分類

6. WA 関連の規制 (5 項～15 項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名												
	い ①	い ②	ろ	は ①	は ②	に ①	に ②	ほ	へ	と ①	と ②	ち	り
5～15 項 (WA 関連の規制)	○									○	○	○	○

表にもあるように、5～15 項の申請時に登場するのは、「い①」「と①」・「と②」・「ち」の計 4 区分。順序付けは「フッ化ポリイミド・レジストとそれ以外」で異なる。

【フッ化ポリイミド・レジスト以外】



この 4 地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」≧「り」>「と②」>「ち」

3 者併せて「と①」

逆に「ややこしさ」でいえば

「い①」≧「り」<「と②」<「ち」

3 者併せて「と①」

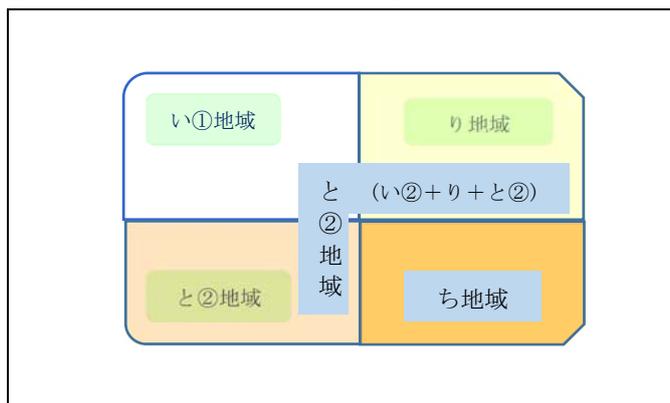
となります。

上図で「い①」と「と②」の位置関係について微妙な描き方をした理由を記します。

WA 関連項番のうち、普通の規制品目については下表の「基本パターン」で扱われますが、ちょっと特殊なSL (Sensitive List)・VSL (Very Sensitive List)・ML (Munition List) の品目と APP 規制該当のコンピュータは「厳格パターン」に従います。地域区分との関係でいえば、「基本パターン」は「と①」・「ち」の 2 つ、「厳格パターン」は「い①」・「と②」・「ち」の 3 つにより手続きが変わるというわけです。

パターン	内容
<b>基本パターン</b> (一部の機微な品目以外即ち SL・VSL・ML・APP 規制コンピュータ ・窒化ガリウム品・テルル系結晶 ・フッ化ポリイミド・レジスト以外)	「と①=い①+り+と②」(優遇)・「ち」(厳格)の 2 分類
<b>厳格パターン</b> (SL・VSL・ML・APP 規制コンピュータ・窒化ガリウム品・テルル系結晶)	上記から「と①」を「い①+り」(優遇)・「と②」(普通)に分割。つまり分類は「い①+り」(優遇)・「と②」(普通)・「ち」(厳格)の 3 段階 次頁参照
<b>変則パターン</b> (フッ化ポリイミド・レジスト)	

【フッ化ポリイミド・レジスト】



この4地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」≧「と②」>「り」≧「ち」

3者併せて「と①」

逆に「ややこしさ」でいえば

「い①」≧「と②」<「り」≧「ち」

3者併せて「と①」

となります。

申請項番別の取扱いは下表の通り

輸出令		い①	と①	と②	ち	り	備考
5項	告示貨物	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	5項(17)/省令4条十四号ロ貨物 (フッ化ポリイミド)	A・局	*1	A・局	C・本省	C・本省	
	上記以外	A・局	*1	A・局	C・本省	A・局	
6項		A・局	*1	A・局	C・本省	A・局	
7項	告示貨物	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	下記6種の窒化ガリウム基板品 ・7項(2)/省令6条二号該当 ・7項(18)/省令6条十八号該当 ・7項(22)/省令6条二十二号該当 ・7項(22)/省令6条二十四号該当 ・7項(23)/省令6条二十三号該当 ・7項(23)/省令6条二十四号該当	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	7項(19)/省令6条十九号該当品 (レジスト)	A・局	*1	A・局	C・本省	C・本省	
	上記以外	A・局	*1	A・局	C・本省	A・局	
8項	告示貨物	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	省令7条三号ロ/ハ該当	A・局	*1	F・本省	F・本省	A・局	
	上記以外	A・局	*1	A・局	C・本省	A・局	
9項	告示貨物	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	非告示貨物	A・局	*1	A・局	C・本省	A・局	
10項	告示貨物	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	10項(14)/省令9条十六号イ・ロ 該当品(テルル系結晶)	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	上記以外	A・局	*1	A・局	C・本省	A・局	
11～ 13項	告示貨物	A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
	非告示貨物	A・局	*1	A・局	C・本省	A・局	
14項		A・局	*1	B2・本省	C・本省	A・局	
15項		A・局	*1	C・本省	C・本省	A・局	

\* 1 上表では「と地域①」の列は敢えて空白にしました。

「と①」 = 「い①」 + 「り」 + 「と②」 ですから、「と①」を使わなくても「い①」「と②」「り」欄で代用可能だからです。

そのうえ\* 1 でマークした品目に関する通達別表 1 の記述は「と地域① (り地域を除く)」という形になっています。これでは利用者は「つまりどこを指すのだろう？」と迷ってしまいます。それなら最初から「い①」と「と②」だと分けて書いた方が余程わかりやすいでしょう。

「と①」という枠は存在価値がない、むしろ邪魔な存在のように思えてなりません。

第 1 節の viii で、包括許可要領には「に地域①」と「と地域①」の枠がないことを指摘しましたがこの通達を起草した人も、私と同じ認識でいらしたのではないかと思います。

閑話休題。各区分にどんな国が含まれているか見てみましょう。

地域区分	一口解説
い①	旧ホワイト国 (現在は「グループ A」に分類)
と①	「い①」 + 「と②」 + 「り」
と②	非旧ホワイト国だが、韓国でも特段のワケアリ (「ち」) でもない地域
ち	ワケアリの 10 か国すなわち 輸出令別表第 4 の 3 か国と、 同別表第 3 の 2 の 8 か国 (イラク・北朝鮮は別表第 4 と重複するので数に入れず) アフガン・中央アフリカ・旧ザイール=コンゴ民主共和国・レバノン・リビア・ソマリア・スーダン・南スーダン
り	韓国 (現在「グループ B」に分類)

## 7. 書き終えて一言

私個人としては、頭の中が整理でき有意義な作業でした。しかし本稿の知見、実用的には知らなくても別に困るものではありません。通達の指示に従って、余計なことを考えず黙々と (つまり「粛々」と) 手を動かしていけば手続自体は進められるのですから。

問題はあなたが、「マシン語の命令を黙々と実行する手続屋」の地位に甘んずることができるかだと思います。「できる」人も結構いるらしいんですけどね。それから「甘んじている」という人も…) もっとも世間では「ただの手続屋はそのうち AI に駆逐される」ともいいますが、私が言いたいのはそれとは別の話。「スッキリ理解できていない状態を不満に思うかどうか」という心の持ち方、職業人としての心意気の問題だと思います。

< 附録 1 > 提出書類通達の別表 3 (地域区分表)

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
アイスランド			○	○				○		○	○		
アイルランド	○									○			
アゼルバイジャン			○		○	○			○	○	○		
アフガニスタン			○		○	○			○			○	
アメリカ合衆国	○									○			
アラブ首長国連邦			○		○	○			○	○	○		
アルジェリア			○		○	○			○	○	○		
アルゼンチン	○									○			
アルバニア			○		○	○			○	○	○		
アルメニア			○		○	○			○	○	○		
アンゴラ			○			○	○		○	○	○		
アンティグア・バー ブーダ			○		○	○			○	○	○		
アンドラ			○		○	○			○	○	○		
イエメン			○		○	○			○	○	○		
イスラエル			○			○	○		○	○	○		
イタリア	○									○			
イラク			○		○	○			○			○	
イラン			○		○	○			○			○	
インド			○		○	○			○	○	○		
インドネシア			○		○	○			○	○	○		
ウガンダ			○		○	○			○	○	○		
ウクライナ		○			○	○		○		○	○		
ウズベキスタン			○		○	○			○	○	○		
ウルグアイ			○		○	○			○	○	○		
英国	○									○			
エクアドル			○		○	○			○	○	○		
エジプト			○			○	○		○	○	○		
エストニア		○		○					○	○	○		
エスワティニ			○		○	○			○	○	○		
エチオピア			○		○	○			○	○	○		
エリトリア			○		○	○			○	○	○		
エルサルバドル			○		○	○			○	○	○		
オーストラリア	○									○			
オーストリア	○									○			
オマーン			○		○	○			○	○	○		
オランダ	○									○			
ガーナ			○		○	○			○	○	○		
カーボベルデ			○		○	○			○	○	○		

国・地域名	地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ガイアナ				○		○	○			○	○	○		
カザフスタン			○			○	○			○	○	○		
カタール				○		○	○			○	○	○		
カナダ	○										○			
ガボン				○		○	○			○	○	○		
カメルーン				○		○	○			○	○	○		
ガンビア				○		○	○			○	○	○		
カンボジア				○		○	○			○	○	○		
北朝鮮				○			○	○		○			○	
ギニア				○		○	○			○	○	○		
ギニアビサウ				○		○	○			○	○	○		
キプロス			○		○					○	○	○		
キューバ				○		○	○			○	○	○		
ギリシャ	○										○			
キリバス				○		○	○			○	○	○		
キルギス				○		○	○			○	○	○		
グアテマラ				○		○	○			○	○	○		
クウェート				○		○	○			○	○	○		
クック諸島				○		○	○			○	○	○		
グレナダ				○		○	○			○	○	○		
クロアチア				○		○	○			○	○	○		
ケニア				○		○	○			○	○	○		
コートジボワール				○		○	○			○	○	○		
コスタリカ				○		○	○			○	○	○		
コソボ				○			○	○		○	○	○		
コモロ				○		○	○			○	○	○		
コロンビア				○		○	○			○	○	○		
コンゴ共和国				○		○	○			○	○	○		
コンゴ民主共和国				○		○	○			○			○	
サウジアラビア				○		○	○			○	○	○		
サモア				○		○	○			○	○	○		
サントメ・プリンシ ペ				○		○	○			○	○	○		
ザンビア				○		○	○			○	○	○		
サンマリノ				○		○	○			○	○	○		
シエラレオネ				○		○	○			○	○	○		
ジブチ				○		○	○			○	○	○		
ジャマイカ				○		○	○			○	○	○		
ジョージア				○		○	○			○	○	○		
シリア				○			○	○		○	○	○		
シンガポール				○		○	○			○	○	○		

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ジンバブエ			○		○	○			○	○	○		
スイス	○									○			
スウェーデン	○									○			
スーダン			○		○	○			○			○	
スペイン	○									○			
スリナム			○		○	○			○	○	○		
スリランカ			○		○	○			○	○	○		
スロバキア		○		○					○	○	○		
スロベニア		○		○					○	○	○		
セーシェル			○		○	○			○	○	○		
赤道ギニア			○		○	○			○	○	○		
セネガル			○		○	○			○	○	○		
セルビア			○		○	○			○	○	○		
セントクリストファ ー・ネービス			○		○	○			○	○	○		
セントビンセントお よびグレナディーン 諸島			○		○	○			○	○	○		
セントルシア			○		○	○			○	○	○		
ソマリア			○			○	○		○			○	
ソロモン諸島			○		○	○			○	○	○		
タイ			○		○	○			○	○	○		
大韓民国										○			○
台湾			○			○	○		○	○	○		
タジキスタン			○		○	○			○	○	○		
タンザニア			○		○	○			○	○	○		
チェコ	○									○			
チャド			○		○	○			○	○	○		
中央アフリカ			○		○	○			○			○	
中華人民共和国			○		○	○			○	○	○		
チュニジア			○		○	○			○	○	○		
チリ			○		○	○			○	○	○		
ツバル			○		○	○			○	○	○		
デンマーク	○									○			
ドイツ	○									○			
トーゴ			○		○	○			○	○	○		
ドミニカ			○		○	○			○	○	○		
ドミニカ共和国			○		○	○			○	○	○		
トリニダード・トバ ゴ			○		○	○			○	○	○		
トルクメニスタン			○		○	○			○	○	○		

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
トルコ		○		○				○		○	○		
トンガ			○		○	○			○	○	○		
ナイジェリア			○		○	○			○	○	○		
ナウル			○		○	○			○	○	○		
ナミビア			○		○	○			○	○	○		
ニウエ			○		○	○			○	○	○		
ニカラグア			○		○	○			○	○	○		
ニジェール			○		○	○			○	○	○		
ニュージーランド	○									○			
ネパール			○		○	○			○	○	○		
ノルウェー	○									○			
バーレーン			○		○	○			○	○	○		
ハイチ			○		○	○			○	○	○		
パキスタン			○		○	○			○	○	○		
バチカン			○		○	○			○	○	○		
パナマ			○		○	○			○	○	○		
バヌアツ			○		○	○			○	○	○		
バハマ			○		○	○			○	○	○		
バブアニューギニア			○		○	○			○	○	○		
パラオ			○		○	○			○	○	○		
パラグアイ			○		○	○			○	○	○		
バルバドス			○		○	○			○	○	○		
ハンガリー	○									○			
バングラデシュ			○		○	○			○	○	○		
東ティモール			○		○	○			○	○	○		
フィジー			○		○	○			○	○	○		
フィリピン			○		○	○			○	○	○		
フィンランド	○									○			
ブータン			○		○	○			○	○	○		
ブラジル		○			○	○		○		○	○		
フランス	○									○			
ブルガリア	○									○			
ブルキナファソ			○		○	○			○	○	○		
ブルネイ			○		○	○			○	○	○		
ブルンジ			○		○	○			○	○	○		
ベトナム			○		○	○			○	○	○		
ベナン			○		○	○			○	○	○		
ベネズエラ			○		○	○			○	○	○		
ベラルーシ		○			○	○			○	○	○		
ベリーズ			○		○	○			○	○	○		
ベルー			○		○	○			○	○	○		

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ベルギー	○									○			
ポーランド	○									○			
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ			○		○	○			○	○	○		
ボツワナ			○		○	○			○	○	○		
ボリビア			○		○	○			○	○	○		
ポルトガル	○									○			
香港			○		○	○			○	○	○		
ホンジュラス			○		○	○			○	○	○		
マーシャル諸島			○		○	○			○	○	○		
マカオ			○		○	○			○	○	○		
マケドニア旧ユーゴ スラビア共和国			○		○	○			○	○	○		
マダガスカル			○		○	○			○	○	○		
マラウイ			○		○	○			○	○	○		
マリ			○		○	○			○	○	○		
マルタ		○		○					○	○	○		
マレーシア			○		○	○			○	○	○		
ミクロネシア			○		○	○			○	○	○		
南アフリカ共和国		○			○	○		○		○	○		
南スーダン			○			○	○		○			○	
ミャンマー			○			○	○		○	○	○		
メキシコ			○		○	○			○	○	○		
モーリシャス			○		○	○			○	○	○		
モーリタニア			○		○	○			○	○	○		
モザンビーク			○		○	○			○	○	○		
モナコ			○		○	○			○	○	○		
モルディブ			○		○	○			○	○	○		
モルドバ			○		○	○			○	○	○		
モロッコ			○		○	○			○	○	○		
モンゴル			○		○	○			○	○	○		
モンテネグロ			○		○	○			○	○	○		
ヨルダン			○		○	○			○	○	○		
ラオス			○		○	○			○	○	○		
ラトビア		○		○					○	○	○		
リトアニア		○		○					○	○	○		
リビア			○		○	○			○			○	
リヒテンシュタイン			○		○	○			○	○	○		
リベリア			○		○	○			○	○	○		
ルーマニア		○		○					○	○	○		
ルクセンブルク	○									○			

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ルワンダ			○		○	○			○	○	○		
レソト			○		○	○			○	○	○		
レバノン			○		○	○			○			○	
ロシア			○		○	○			○	○	○		
その他の地域			○			○	○		○	○	○		

<附録2> 提出書類通達の別表1 (貨物、仕向地及び提出書類)

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、 (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び(ロ) に掲げるものの附属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から(ニ) までに掲げるものの部分品 輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器 輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	全地域	E 2	経済産業局
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(上記以外の貨物)	全地域	E 1	本省
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治療薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治療薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	「い地域①」、「い地域②」及び「り地域」	B 1	本省
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物	ろ地域	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	B 2	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	ろ地域	C	本省

物			
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	に地域①	D 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物(ただし、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するものを除く。)	り地域	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物	り地域	D 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」、「は地域①」及び「り地域」	B 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 2	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 3	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 3	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	に地域②	D 4	本省
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	に地域①	D 5	本省
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	は地域①	B 1	経済産業

			局
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物	に地域①	D 6	本省
輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物	に地域①	D 5	本省
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	「い地域①」、「ほ地域」及び「り地域」	B 1	本省
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	へ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物及び輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除く。)	ほ地域	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物	ほ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除く。)	へ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの	「ほ地域」及び「へ地域」	F	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当するもの (ハ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ニ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (ホ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (ヘ) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第	と地域①(り地域を除く)	A	経済産業局(※1)

<p>7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの (ト) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの</p>			
<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当するもの (ハ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ニ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号及び第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ホ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号及び第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ヘ) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの (ト) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの</p>	ち地域	C	本省
<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するもの (ハ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当するもの (ニ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ホ) 輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するもの (ヘ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (ト) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの</p>	り地域	A	経済産業局(※1)

の (チ) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの (リ) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物	り地域	C	本省
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域②	F	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	F	本省
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9	と地域②	B2	本省

条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物			
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	C	本省
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省